

平成27年 7 月 1 日
午後 2 時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功
-----	---------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 好 彦
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	竹 川 彰
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 財 務 課 長	渡 辺 秀 樹
総 務 部 次 長 兼 秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	橋 村 正 則
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 児 童 課 長	村 瀬 美 樹
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
総 務 課 長	立 松 則 明	庁 舎 建 設 長 準 備 室 長	伊 藤 重 行
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
福 祉 課 長	宇 佐 美 悟	介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利

総合福祉センター 所 長	村 瀬 修	農 政 課 長	安 井 耕 史
商工観光課長	羽 飼 和 彦	土 木 課 長	山 田 宏 淑
都市計画課長	大 野 勝 貴	下 水 道 課 長	小 笠 原 己 喜 雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書 記	浅 野 克 教
書 記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第32号 弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第33号 弥富市税条例等の一部改正について
日程第 4	議案第34号 弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について
日程第 5	議案第35号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について
日程第 6	議案第36号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 7	請願第 2 号 国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を国に提出することを求める請願について

(追加提案)

日程第 8	発議第 6 号 弥富市議会傍聴規則の一部改正について
日程第 9	議員派遣について
日程第10	閉会中の継続審議について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 17 分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、伊藤正信議員と大原功議員を指名します。

会議に入ります前に、本日提案されます請願に対しまして参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 32 号 弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第 33 号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第 4 議案第 34 号 弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について

日程第 5 議案第 35 号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第 6 議案第 36 号 平成 27 年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第 2、議案第 32 号から日程第 6、議案第 36 号まで、以上 5 件を一括議題とします。

本案 5 件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第 32 号弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを初め 3 件であります。

本委員会は、去る 6 月 26 日に委員全員と委員外 2 名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を報告申し上げます。

初めに、議案第 32 号弥富市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員から、共済年金の制度変更を職員に周知しているのかという質問に対し、市長より、職員にしっかり説明していきたいとの回答がありました。

以上、質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第 33 号弥富市税条例等の一部改正についてでは、委員より、軽自動車税の納税方法で口座振替の納税者に対し、車検の場合のために前回発行の納税証明の有効期限を延長することはできないかとの質問に対し、市側より、対象となる方が来庁された場合、軽自動車税の納税証明に限り対応しています。今後、口座振替納税者に対し納税証明の延長を検討していくとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

最後に、議案第36号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

まず、市側より説明がありましたが、質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第36号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）であります。

本委員会は、去る6月24日に委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第36号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）は、最初に市側より説明を受けました。

委員より、補正で計上した筏川舗装工事の詳細と芝井の設計業務の具体的な内容はとの質問に、市側より、筏川の舗装工事については、計画箇所が森津橋から下流部にある海南橋の手前までの筏川右岸の区間で、現在未舗装部分の管理用道路路面を舗装する工事です。また、設計業務は芝井地区のパイプラインが現在石綿管のため、塩化ビニール管につけかえ工事の設計業務ですと答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上のような審査を行いましたことを報告し、委員長報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第34号弥富市国民健康保険税条例等の一部改正について初め3件です。

本委員会は、去る6月25日に委員全員と委員外4名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第34号弥富市国民健康保険税条例等の一部改正についてを審査いたしました。

医療費の上昇だけが原因ではなく、これまでの制度改正による部分に問題があるという認識で対応しないと市民の納得は得られないと考えるがどうかとの質問に対し、現段階では広域化を見据え考えていきたいとの回答がありました。

続いて討論では、軽減枠が増加する部分があることは評価できる。一方で、上限額が引き上げられ負担額が増加する部分もある。国保全体も引き下げるべきと考えるとの反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第35号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正についてを審査いたしました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

最後に、議案第36号平成27年度弥富市一般会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

最初に、市側より説明がありました。

委員より、生活保護世帯の住宅扶助の内容はという質問に対し、市側より、区分を3区分から5区分へと細分化し、扶助費についてもそれに合わせ見直しを行うものですとの説明がありました。また別の委員から、当市では、いわゆる貧困ビジネスの実例があるかとの質問に、市側より、本市ではありませんと回答がありました。

学校教育課が取り組む実践的な防災訓練の具体的な内容はとの質問に対し、市側より、アドバイザーを招き十四山中学校区をモデルに取り組む事業で、保育所から小学校・中学校・高校、さらに地域の方を対象に行います。まず、先進実践校に視察に出向き、その後、訓練の実施、訓練の検証を行い、最後にマニュアルの作成、見直しを行います。

その回答を受け、委員から、他の学校はどうかとの質問に、市側より、これまでもマニュアルがあり各学校で訓練を行っていますが、今回の取り組みにより、マニュアル等の見直し、新たな訓練を実施していきますとの回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

那須議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、討論をさせていただきたいと思います。内容は、議案第34号弥富市国民健康保険税条例等の一部改正についてでございます。

委員会でも討論させていただきましたが、皆さんに御周知いただきたいと思います。

まず、今回の改正で2割軽減、5割軽減の枠がふえることについては、私は何も反対することはございません。むしろこれは評価できると先ほどあったとおりでございますが、その一方で、やはり上限額がふえるということがあります。そして、この弥富市の国民健康保険税の経緯といたしましては、23年度に値上げをした経緯があります。その値上げしたままで、しかもその後、繰入金を減らしていく中でこの値上げだけが引き続き今ある現状でなってお

りますので、やはりそういった意味では、繰入金に対しては以前どおり入れた中で、やっぱりそれで余るのであれば引き下げと。30年度には県のほうに移管していくということでございました。ただ、そのときの市長の態度も、注視していくと、こういう態度でございました。ぼうっと眺めていたら市民は救えないわけでございますので、やはりそこはしっかりと市長にも認識していただいて、県が12年前は国保の値下げのために28億円入れていたわけでありますので、それを今現在ゼロとなっておるわけでございますね。だからこそ、せめて最初のこの28億は入れるべきだろうというような強気な態度で臨んでいただきたいと思いますので、そういったことも含めまして今回は反対させていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより議案第32号から議案第33号まで2件を一括採決いたします。

議案第32号及び議案第33号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号から議案第36号まで2件を一括採決いたします。

議案第35号及び議案第36号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 請願第2号 国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を国に提出することを求める請願について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第7、請願第2号を議題とします。

紹介議員であります三宮十五郎議員に、請願の趣旨説明を求めます。

三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 皆様のお手元に請願書と、それから参考資料として2枚を折ったものを配付させていただいておりますので、参考にしながら提案理由というか、この請願の

紹介をさせていただきます。

この文面にもありますように、安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する安保法制改正案をこの国会に提出しました。その中身は、平時から有事まであらゆる事態に対応するために自衛隊の任務拡大を打ち出しております。これまで認められなかった他国軍への弾薬提供や海外での治安維持任務も可能としています。また、形式的には停戦合意があっても、武装集団などが活動し、騒乱状態にある地域に自衛隊が行って掃討作戦を行うことにもなります。このことで自衛隊が戦闘活動に巻き込まれる危険が想定されます。このことは、国際紛争の場に自衛隊を派遣するということであり、国際紛争の解決のために武力支援することにほかなりません。

この政府の安全保障法制改正案は、憲法9条第1項、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する」に逸脱しています。

今、安倍政権が行おうとしていることは、これまで歴代政府が進めてきた安全保障体制を180度変えようとするものです。多くの国民は、なぜこの時期に安全保障法制の見直しをしなければならないのか、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのか、新3要件は集団的自衛権発動の歯どめになるのかなど、大きな疑問を感じています。

戦後70年の節目に当たり、国民に広く訴えて、平和について国のありようや安全保障法制についてしっかり議論すべきです。国が国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう強く求めます。

以上の趣旨によって、下記の請願項目を国に求める意見書を提出してください。

国は、国民的合意のないまま安全保障体制の見直しを行わないでくださいということでございまして、基本的には、憲法を守っていただきたい。今のこのやり方は憲法に違反をしているので、ぜひ市民の皆さんの命と安全を守る上で大きな責任を持っております国会議員の皆さんが、多くの国民や市民の総意に沿った対応をして、政府や国会にそのことを求めていると、この請願の一番肝心な点でございます。

参考資料としてつけさせていただきましたのは、1枚目は6月23日付の中日新聞の社説でございます。その裏側は、その前日の中日新聞が共同通信の世論調査の結果を報道しておりますので、簡単に紹介させていただきます。

一番下のほうに「安保法案「違憲」56%」「反対は58%超す」ということで、共同通信が6月20日と21日の両日に行った世論調査であります。その回答では、「「憲法に違反していると思う」との回答が56.7%に上った。「違反しているとは思わない」は29.2%だった。安保法案に「反対」は58.7%で、5月の前回調査から11.1ポイント上昇した。「賛成」は

27.8%だった」。そして、その下の段の3分の1ぐらい過ぎた後に、「安保法案の今国会成立に「反対」は63.1%で、前回より8.0ポイント増。「賛成」は26.2%だった。安倍政権が法案について「十分に説明しているとは思わない」は84.0%に上り「十分に説明していると思う」は13.2%にとどまった。法案成立後、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが「高くなる」は73.1%で、「変わらない」の22.4%を大きく上回った」。

このように、国会審議が進むにつれて、ますます国民は、肝心なことを総理、内閣は説明していないということだとか、あるいは憲法に違反をしているという疑いを日に日に強めております。そして、社説では「撤回・廃案を決断せよ」ということを政府と国会に求めています。ここで申し上げることはもう避けていきたいと思います。お読みいただきたいと思います。

もう1枚のほうは、片面は中日新聞の社説でありまして、5月15日と5月27日、法案を閣議決定した時点のもので、「専守防衛の原点に戻れ」という主張と、それから27日付は「平和主義に汚点残すな」ということで、厳しく憲法に違反をしているということで、やるべきではないという立場の主張となっております。

その裏側は、6月3日に発表されました「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」の全文であります。これはいろんな新聞に掲載されましたが、その一つで、これは全文でございますので、少し拡大をしておきましたので、ごらんいただきたいと思います。

ここで言っているのは、まず1つは、法案策定までの手続が立憲主義、国民主権、議会制民主主義に反するというので、この間の安倍政権のやり方が本来の最高法規であります憲法を守ったものではないし、国会で議論をする前にアメリカで約束をしてきたことなどについて、とても立憲主義、本当に憲法を守り国の最高機関である国会を尊重する、国民主権を尊重するものとはいえないというふうに厳しく指摘しております。

2つ目は、法案の内容が憲法9条その他に反することについて、3点にわたって述べております。

1つは、歯どめのない存立危機事態における集団的自衛権の行使、2つは、地球のどこでも米軍等に対し後方支援で一体的に戦争協力が行われること。3つ目は、武器等防護で平時からアメリカ軍と同盟軍的關係を構築することというふうに言っております。これは、6月3日までの1週間で38名の方の呼びかけによりまして、その時点でこの声明が発表され、呼びかけに130名の方が賛同され、合計173名による声明でございます。6月末には憲法学者、研究者は、この声明に賛同する方は230名を超えております。4日の衆議院憲法審査会で、自民党推薦など各党が合意しました憲法学者3名全員が、安保関連法は憲法9条違反と表明しました。当初自民党は、佐藤幸治京大名誉教授に憲法審査会への出席を依頼して断られ、

この違憲という表明をされました長谷川氏を推薦したものでございます。

その佐藤氏は6月6日、立憲デモクラシーの会、これはノーベル賞の益川氏を初め日本の代表的な知識人、約60人が呼びかけて昨年4月に設立されたものでございますが、主催の都内で行われました「立憲主義の危機」という講演で700人の会場を予定しておりましたが、すぐ満席になりまして、第2会場を設定して1,400人を前にして政府の対応を厳しく批判をしたことが、6月7日付の毎日新聞の1面で報道されております。

政府は、憲法に違反しないという学者は多数いるということを繰り返し国会審議の場で述べておりますが、6月末でも氏名が明らかにされている者はわずか10名程度でありまして、圧倒的な憲法学者、憲法研究者が、今のこの政府のやり方は憲法の根源にかかわる問題、国民主権や立憲主義の根幹にかかわる問題として厳しく反対をしております。

今、そうした国民世論や運動がどのように広がっているかといいますと、日本婦人団体連合会は、地域婦人連合会、いわゆる従来各地で婦人会と言われておりましたこの中央組織も加盟しておりますが、こことしても、この法案は日本を戦争に導くものだとして反対をしております。学者、文化人では、今申し上げましたこの憲法学者、それからもう1つは立憲デモクラシーの会、さらに科学者の国会と言われます日本科学者会議も、この対応は許してはならないという立場を表明しております。宗教界でも、キリスト教や真宗大谷派を初めとして、たくさんの宗教団体が日本を戦争する方向に進めていくということを強く指摘をし、傘下に訴えております。さらに労働界では、連合は久しく政府寄りの対応をしてまいりましたが、この6月3日に中央委員会を開きまして、労働者派遣法とあわせてこの法案に反対の立場で徹底的に議論を尽くしていくということで、日本のナショナルセンターの2つが久方ぶりに同じ方向で運動を始めております。医療福祉関係では、全国保険医団体連合会、これは開業医の皆さんのほとんどが参加をしている組織であります、こういう組織もこの反対に名前を連ねております。さらに法曹界では、日本弁護士連合会は中央の全役員と、それから全国の都道府県単位の弁護士会の代表が、この法案の成立に反対の表明をするだけではなくて、愛知を初め全国各地で弁護士会主催の一般の人たちにも呼びかけた集会が行われておりまして、中日新聞などでもいろんな形で報道されておるのをごらんになられた方があると思いますが、法曹界で、例えば検察なり裁判官はこうした活動を禁じられておりますので、皆さんに発言をすることが許されている法曹界ほとんど挙げて、例えば名古屋弁護士会の会長さんも有名な企業の顧問弁護士などをしておられる方ではありますが、もうこの問題については、やっぱり基本的人権と国民生活の根源にかかわる問題であるから、そういう自分の立場ではなくて、やはり法治国家としてどうしても皆さんに訴えてやめていただかなければならないというふうに言って運動に参加をしております。

あと、この議論が進む中で、25日に行われました自民党本部で行われました安倍総理の再

選を目指す運動をしている人たちの集会の中で、沖縄の2つの新聞だとかは潰したいと、こういうことを発言して、本当に権力の側にある人たちが言論に対して制裁を加える、あるいは文化人を通じてスポンサーに申し出て、その広告をなくしていただくとか、こういうことを公然と言いましたし、またそのときの講師が、安倍総理がかつてNHKの経営委員に推薦をした人でありまして、その人がそういう講演をする、あるいは前後してそういう議論がされたことが大きな問題となりまして、今、これはもう新聞界挙げて絶対に許されないという抗議が行われております。しかも、その翌日にツイッターで、沖縄の2紙を潰さないといけないという暴言を自民党議員の会合で語りました作家の元NHK経営委員の百田氏は、27日にはインターネットの短文投稿サイト（ツイッター）上で、改めて「問題のツイートは、炎上ついでに言うておくが、私が本当に潰してほしいと思っているのは、朝日新聞と毎日新聞と東京新聞です」というもの。沖縄紙に対する暴言や批判はジョークだと言いつけておりましたが、今回は本当に潰してほしいと断言するなど、弁解の余地もないものでございます。さらに、翌日の28日には、大阪のある地域の青年会議所の講演でまた同じ発言を繰り返しておりますが、権力の側にある人たちは、こういう形で国民の世論や運動、しかも憲法と報道の自由の根源にかかわる問題で、こういうことを繰り返すということは、私は本当に今の日本の状態が民主主義を、またそういう表現の自由を根本から反対、圧倒的多数の人たちの反対の意見やそういうものを封殺する、ただ国会で多数をとっておくことだけを理由にして強行していくというようなことについては、あつてはならないことだと思います。

とりわけ弥富市におきましては、既に市民の命と安全を守るという立場からということの要請に応じて、市長は2回にわたって中日新聞の主張とほぼ同じ立場の意見を本会議でも述べられ、先日行われました総務常任委員会では、私の市民の生命と安全を守る市長としての立場から、可能な限り今思っておられることを発信していただきたいというふうに述べたことに対して、今、国民がやっと自分の問題として捉え、自分自身の判断を探そうとしているとき95日の会期延長が出されたが、これは総理のボタンの掛け違い、アメリカで7月までに通すという話を国会の協議が十分されていない中で出されたこと、この発言が混乱を招いていると。アメリカで話してしまえば、日本がどうあるべきかということがはっきりしてくる。「安倍さん大丈夫か」ということが言える昨年7月の閣議決定、しっかりした説明責任がなくて理解に苦しんでいる。個人としては9条、幸福追求権などの13条の解釈改憲はしないでもらいたいと。9条を改正するなら別だが、間違った解釈で好ましくないことであるということで、改めてその時点で、本当に弥富市民の代表という立場で表明をされております。

この請願が議会に出された時点では、私が預かってきたものでございますが、大島先生の要望もありまして、議長の御了解もいただきまして、私は当然紹介議員になるつもりであります。可能な限り多くの議員の皆さんに紹介議員になっていただきながら、憲法を守る、

日本を戦争する国にさせないという、そういうことを、憲法を守る責任の一端を担っており
ます市議会議員の皆さんの御協力もいただいて政府に意見書を出してほしいという要望で
ございましたので、そのことを伝えて、紹介議員なしで仮受付をしていただいて皆さんに見
ていただき、そして全員協議会、最初の議会の後で請願の紹介議員になっていただく方をお
願いしましたら、今お手元にあるように5名の方が紹介議員にサインをしていただきました。

その時点で何人かの方が、紹介議員にはなることはできないが、この内容については賛成
できるという表明をされておりましたが、その後、会派等の都合、やっぱり立場もあるから
賛成できないとか、あるいは、日ごろ自民党にお世話になっているので私は賛成できないと
いうことを表明されてきたり、あるいは、少なくない皆さんが最後までしっかり考えさせて
いただきたいということを言うておられますが、皆さん、今本当に、この戦争への道とい
うか、国民の多数の声を聞けない状態でこんなことを進めていったら取り返しのつかない事態
になると思いますので、ぜひ、今配付させていただきます資料、あるいはこれまでに配り
させていただきました資料も参考にさせていただきますして、市民の皆さんから負わされている、
また憲法上負わされております憲法を守るという役割を積極的に果たす決断を、それぞれの
皆さんの市民に対する責任の立場で御決断いただくことを心からお願いを申し上げまして、
私の紹介議員としての皆さんへの御提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 請願の第2号について、三宮十五郎議員をもつての共産党提案者に
質問をさせていただきます。

毎日のようにテレビやニュースを見て自分なりに勉強しながら、自衛権の問題、この自衛
権というのはかなり幅が広いわけね。テレビや新聞を見ておると、生活、あるいは福祉、金
融、それから今の産業、それから生協、あるいは原油、船舶、海上、あるいは海里、いろん
なことがあります。その中で、全部言いますからメモだけしておいてくださいね。

国連憲章の第51条、ここの中に個別的自衛権と集団的自衛権というのが国連憲章第51条に
認められておるというふうに書いてあるんですけども、この集団的自衛権というのは平和
と安全のために、原油とか、あるいは雇用、産業、生活等幅広くあります。このアラビア半
島というのは、ペルシャ湾ともう1つは紅海があります。そして、この今の中には、ペルシ
ャ湾に入るにはホルムズ海峡、あるいは今の紅海のほうへ入るほうにつきましては、また後
で説明いたしますけれども、これについては、船は右側通行ですから、当然今のインド、そ
してイランというふうに入っていきます。石油の積み出しをするのは、日本の場合はイラン、

それからクエート、それからサウジアラビアと、これが大体主なところですね。

1日に日本の必要な原油は約500万バレル。年間にすると約17億バレルに大体なります。いわゆる原油1バレルというのは、知ってみえる方もあるし、知らない方もあると思いますけれども、1バレルは159リットルですね。この原油というのは精製しなきゃ全く使い物にならない、日本でいうヘドロのようなものですね。これを精製することによって、いわゆる今の産業、あるいは皆さん方が飛行機に乗ったりなんかするやつは、飛行機はナフサ、これは空気より軽いやつね。こういうのとか、それから今の私どもが農家をやる時には、トラクターについては軽油、あるいは耕運機についてはガソリン、あるいは草刈り機なんかだと混合油とするわけですね。こういうのを含めてしていくわけです。だから、三宮議員からもらった3人の違憲というやつね、これがありましたけれども、この方3人も、私どももそうですけれども、三宮議員でもそうだと思うね。大体石油で8割近くのものが1日に生活をしておるといふふうに思っております。これは、衣類とか食料をつくり、御飯を食べるにしても、電気にしても、みんな石油ということであります。

この中に、先ほど言っていたいわゆるペルシャ湾、これについては、イラク、今のクエート、サウジアラビア、ドバイ、カタール、アブダビ、オマーン、それからイエメンというふうに大体があります。ここの中に、一番大事なのは、このイランとオマーンというのは宗教が一緒なんですね。これはシーア派といって一緒なんです。だから、今のここに、実際に今日本が一番言われておるのが機雷の問題です。この機雷を敷設されたときには、やっぱり一番大事なのは、ホルムズ海峡がイランとオマーンの間に約33キロである。ここの中に25万トンとか40万トンの船が行き来するについては、大体12そうぐらいの交差しかならん。中には、ほかの物資も行ったりいろんなことがあります。大きな船ですから、当然そこになると思います。そして、ここに機雷を敷設せよということを命令できる人は、イランの最高指導者ハーメネイー氏、この方が命令すれば敷設ができることになっちゃうんですね。こういうのがやっぱり一番恐がいということであります。

それから次にイエメンの問題ですけれども、イエメンにつきましてはバベルマンデブというところに海峡があります。これは、イエメンとアフリカ大陸、ジブチというところの海峡の幅は約30キロなんですね。ここに今イランが敷設すると、サウジにある場合はね、サウジはそこから原油が輸送できませんので、ここの今の紅海のところ、ここから1日当たり340万バレルの原油が輸出されています。もし、この場所に機雷が敷設されたときには、これは今の三宮議員もわかっておると思いますが、スエズ運河からいわゆる地中海、地中海から今度黒海、こっちのほうへ行くわけね。そうすると、これは今のイスラエルのほう、あっちを通っていかなきゃいかん。こうなると、日本の原油というのは、サウジアラビアからペルシャ湾、ペルシャ湾からいわゆる原油が日本に運ばれるときは約20日間かかります。それから、

今のジブチのほうの紅海、こっちのほうからすると、大体10日ぐらいまたかかりますから30日ぐらい。そして、先ほど言ったように、紅海、黒海のほうを例えば回ったとすると、この場合は大体60日ぐらいかかるんじゃないかなあというふうに思っております。

ここで問題になるのは南シナ海、ここの中にスプラトリーという諸島があります。これがもし中国の領土ということで国際社会が認められた場合は、日本に入る原油というのは恐らくフィリピンのほうへ曲がっていかなきゃいかんのじゃないかなあと思うんですね。それからグアムのほうへ回って日本に入る、こういうふうになると、大体60日ぐらいかかるということであるので……。

それと、もう1つはソマリア、昔、前には聞かれたことあると思いますけれども、このソマリアというのは、国際的にはいわゆる海賊というふうに言われて、2009年から2011年までには約200件の海賊被害があったということを聞いております。今現在は、日本も自衛隊の派遣、あるいは中国、あるいはアメリカが艦隊などを置いておりますから、約11件ぐらいというふうになってきたわけです。こういうふうで、個別的自衛権というのは国連憲章の51条にも認められてしておるわけですが、三宮議員も提案される以上、よく考えてみえると思います。

それから、今の日本の石油備蓄量というのは約300日分ですから、今、日にちを言ったような計算をすると、もしこれは遠回りか何かになってきた場合は3カ月ぐらい、90日ぐらいにしなければならないということでもあります。こういうことをやっぱり頭に入れないと経済が大変パニックのようになってしまいます。例えば、ギリシャは今パニック状態になっています。一番初めにパニックになったところはキプロス。キプロスは、もう2009年に崩壊ということで借金がかかりできたわけですね。私は何でかという、キプロスとかサウジアラビア、こういうところへ行っているから大体今のはわかるんですね。今、ここのキプロスやギリシャなんかだと、失業者が、今若者で50%以上失業者がおると聞いております。それから、年金については月に660ユーロ、日本円でいうと約9万3,000円です。こういうふうになっております。いわゆる日本で始まった介護保険、あるいは今の介護の停滞、こういうのを含めると、ここの国でもかなりのそういうのがあります。

今一番大事なのは、国民を守るためには、今、自民党・公明党が集団的自衛権の説明を、あと30時間の残り間に国民にわかりやすく説明を今しておりますので、よくわかっていただけたと思います。先ほど言った宗教の関係で封鎖になるという話が出ている。これは日本でもそうですね。やっぱり自分の宗教が正しいということで、なる方も信者の中にもあります。

こういうふうで、やっぱり日本は桓武天皇によって神様というのがつくられた。それから、仏さんというのはインドから来たお釈迦さん、お釈迦様によって、いわゆる比叡山延暦寺によって最澄、この方によっていわゆる法華経というのが始まって、皆さん方がお参りをされ

ておる。私もきょうは1日ですからお参りしてきました。

こういうふうで、毎日毎日がお互いに助け合いっこし合う。これにはEU、NATO軍がありますね。NATO軍は28ありますね。それからユーロには19あります。これもNATO軍の中にユーロがありますけれども、ユーロには入りたくないけれどもNATO軍に入りたいと。これはなぜかという、日本は小さな島であって四方八方どこから攻められても標的になるというのが今の日本の現在ですね。こういうのを含めると、やっぱり日本も多くの国と助け合いっこして、そして今のベトナム、あるいはタイ、小さな国とも助け合いっこしないと、これからの防衛費は、もしこれが集団的自衛権がなくなってしまうと、もしこれからよその国がどんどん軍事力が出てくると、いわゆるこれからは23兆円以上の防衛費がかかるということも聞いております。だから、アジアと仲よくするために集団的自衛権をつくって、お互いに力があるから俺のものだということではなくて、お互いに仲よくしていくことがこれからのアジアの連合体というのができるんじゃないかなあと思っておりますから、こういうのを含めて、やっぱり一番大事なのは国民みんなが努力していくことが大事なことです。

集団的自衛権は、私は個人的に思うけれども、これは災害とか、水没したり、いろんなことのこういうのを含めて、日本では今、最近火山が噴火することとか、それから今の東北のほうの原発のときでも多くの国から日本は守っていただいた。またお助けをいただきました。やはりこういうのは、やっぱり小さな国だから守っていただく、だけど、小さな国だからまた大きな国と、また小さな国とも仲よくする、こういうのが一番大事な集団的自衛権でないかなあというふうに思っていますから、まとめてもし答弁をいただいて、やっぱりわかりやすく、そしてまた先ほど言ったように原油で生活をしておることだけは忘れないことがやっぱり必要。ただ、三宮議員の提案だと、もう戦争をやるんだと、集団的自衛権は戦争をやるんだという頭じゃなくて、国民に、世界中がみんなが仲よく手をつないで、そして安全、そして安心で暮らせる、こういう世界的な、先ほど言ったようにEUなんかは28あります。28がどこの国が、例えばトルコがシリアに攻撃されたときでも、NATO軍が行って、すぐフランスとかいろんなところに行ってシリアをすると、そういうことがあります。だから、そういうのを含めると、やっぱりお互いに助け合いっこしないといけないということが私は集団的自衛権だと思いますので、わかりやすく答弁ください。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 大原議員にお答えします。

一番中心にされましたのは、やっぱり石油ですね。石油が来なくなるんじゃないかと、そんなことで日本が成り立たなくなるんじゃないかという御質問でしたが、1つは、専門ですから私が説明しなくてもよく御承知のように、かつての中東紛争のときに、ある程度備蓄して、今もそれは続けていますよね。もう一つは、イランとの関係が今、世界各国との関係ね、

その当時に比べると大幅に改善されまして、今、最終的に核問題なんかも含めて協議がされておりまして、イランが今、国際社会に対して戦争を仕掛けてくるというような、そういう紛争を振りまいてくるというような状況ではなくなってきていて、ホルムズ海峡の問題というのは今、国際的にはそんなに大きな問題ではなくなってきていますよね。ただ周辺の、いろんな今みたいな情勢不安定ですので、何も問題がないとは言いませんが、そういう意味でいうと、やはりそういういかにも今にも石油がなくなるというような、もしそういうような考え方でいくとしたら、かつて満蒙は日本の生命線だといってアメリカと戦争になるきっかけをつくったわけですが、そういう形で、外国で起こっていることについて我が国が不利益をこうむるからそれは武力でお互いに守るというようなやり方は、今はもう破綻しておると思うんですよね。

それともう1つ、日本とアメリカ、あるいはアメリカとほかの国の一番の違いは、アメリカはもともと一方的な攻撃、先制攻撃をやるということを国是にしていますよね。これは、第2次大戦後も実際にやられたことですが、1983年のグレナダ侵略、1986年のリビア爆撃、1989年のパナマ侵略、そしてイラクが、その前にベトナム、トンキン湾でアメリカの軍艦にベトナムが攻撃を仕掛けたということを理由にしてアメリカがベトナム戦争を始めた。あるいは最近ではイラクが大量殺りく兵器を持っておるということを理由にしてイラクに対する軍事攻撃を、オマーンの応援ということも兼ねてやりましたよね。ところが、大量殺りく兵器はイラクにはなかったし、トンキン湾では、これはアメリカが実際にはベトナムからの攻撃はなかったということを後で正式に認めておりますよね。それから、さきの3つは、国連が、これはアメリカの武力行使は国連憲章に違反をするということで国連総会で非難決議がされた。ところが日本は、いずれも非難に反対をしたり棄権をすると。アメリカの歴代やってきたことは、アメリカが説明したことが全く事実と違っておつても、ただの一度もそれが悪いということを言ったことがないというのが日本なんですよね。それで、アメリカに守ってもらっているから仕方がないというようなことを言っておるわけではありますが、したがって、まずその石油なんかを理由にして今、集団的自衛権を発動しなきゃいかんというような状態は、基本的に、これは国会の何がじゃあ集団的自衛権を発動しなきゃいかんか具体例で示せといったら、一つも示すことができない状態が続いていますよね、国会審議の中で。

それともう1つは、本当に深刻な問題は、今言ったアメリカの先制攻撃をやる、しかも、ということをやっている関係もあって、今も幾つかのところで、中東でアメリカが主導しながら、要するにある地域に対して爆撃をしたり、今でもそういうことを続けていますよね。そういう中で、結局、イラン、イラクだとか中近東、アフリカで、要するに武力で押さえ込むというやり方をずっと続けてきたことが、今世界中にテロが広がって、本当にどの国も対応できないような憎しみのるつぼがどんどん広がっていますよね。これをやっぱりなくす

るということは、今大原さんも言われましたが、やっぱりそれぞれの国の国民の暮らしが安定するようなことを本当に考えていくことが一番そういう戦争をなくしていく大きな力になっていくというふうに考えるべきじゃないでしょうか。

そして、今アメリカはそうやって世界中で戦争をやっておるんですが、今、アフガンとイラク戦争に行ったアメリカの帰還兵は200万人ほどいるそうですが、30%がもう精神的におかしくなって日常生活ができなくなって、毎日平均今22人、年間8,000人が自殺をすると。戦場で死ぬよりも自殺をする帰還兵ははるかに多いというような状態で、アメリカでは今大問題になっていますよね。そういう状態、だから戦争をするということがどんなに若者の健康や精神を壊し、そして国のあり方の土台も壊していくというような深刻な問題になっていることを考えたら、やっぱり市長も前にここで申されましたが、それは本当に平和外交によって戦争をしない、そういう仕組みをしっかりとつくっていくことだし、日本はずうっとそういうことをやってきました。例えば海部さんのときも、アメリカは自衛隊を出せということ強く要求したんですが、憲法9条があるからできませんといって海部さんも断られたということは、この間新聞にも載っていたんですが、日本は、今大原さんも言われましたように資源がないということもあって、世界中に、ほとんどの国に今展開していろいろ事業もやっていますよね。そこでそれなりの信頼がかちとられてきたのは、そういうアメリカと一緒に戦争をする国じゃないという。だって、第2次大戦の後、自衛隊が外国で戦争をしたことは一回もありませんものね。また、そういう戦闘の支援もしないということで信頼されておることが、実は日本が世界各国でいろんな事業を展開する、本当にたくさんの人たちが今外国で生活していますよね。

たまたまこの間、人質をとられたときに、有志連合を支援するというのを、そこで現地へ行って表明されたこともありまして殺されるというようなこともありました。やっぱり武力によって事を解決していく、そして、それで守り合うということではなくて、本当に今大原さんが言われたように、お互いに皆、今大変な思いをしている国はいっぱいありますので、そこが成り立つようなことを考えていく。日本でも今言ったように、これからそんなことをやればますます軍事費がふえていく一方ですので、そうじゃない方向に進んでいくことを多くの国民が求めていると思いますので、ぜひそういうことをお考えいただいて、やっぱり基本的に切れ目のない武力での対応という考え方はもう根本から改めていただいて、憲法に沿った国づくりというんですか、外交政策を進めていただくということを、ぜひ大原さんからもお願いしていただきたいということを申し上げて、回答にさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私が心配するのは、先ほど言ったように、例えば今、中国はスプラトリー、この島を結局中国の領土となったときには、三宮議員もわかると思いますけれど

も、200海里というのがありますね。1海里は1.8キロ。そうすると360キロの距離を行かなきゃ、その領海に入れんわけね、海上をね。そうすると、先ほど言ったように、フィリピンとか、あるいはグアムのほうを通して船は行かなきゃいかんようになる。そうなってくると、かなりの日数がかかって日本でもパニック状況。これは三宮議員もわかるけれども、昭和48年から47年前後のときには石油危機がありました。もっと前には中東のほうであったのが、一番初めにあったのはスエズ運河。スエズ運河が閉鎖されたのは、三宮議員もわかってと思いますけれども、この方はナセル大統領、当時ね、これによって閉鎖をされた。それが一番初めの中東の始まりなんです。そういうことを考えると、やっぱり日本もアメリカに守っていただいたり、あるいは今の他の国に守っていただかないと、とてもじゃないけど先ほど言ったように、日本の軍事力のお金だけでは足りないようになっちゃう。隣の国が同じようにやらないと日本も同じようにできるんですけれども、隣はどんどんそういう軍備について拡大され、そうして今の島についても、どこの島かわかりませんが、島が国際的に認められてしまうと、こういう状況になるんです。

そうなってくると、日本でも雇用という問題が大きくなるわけ。石油が入らなきゃ雇用ができない。一番大事なのは石油なんです。三宮議員の言われる、日本共産党の言われることは、集団的自衛権を何でも戦争にかずけるんじゃないくて、そうじゃなくお互いを守る。今、シリアでもそうですね、リビアでもそうですね、リビアのカダフィ大佐でしたね。それからイラクはフセイン大統領、こういう方が、いわゆる化学兵器を使って国民を虐待した。こういうことのないよう、やっぱり人権を守るためにも、そういうところに日本が行って助け合いっこすると、そういうことが一番大事だと思います。

日本でも今、生活保護者の方も見えるけれども、こういう方についても三宮議員もよく支持してみえるけれども、やっぱりこれは生活がえらいからある人が見て入る。これは常識なことなんです。だけど、だんだんこういうのにも世の中だんだん変わってきてまして、いわゆる来月からは、きょうも新聞に載っていましたがこれ、食料品が大体今の10%から15%ぐらい上がってくると。こうなってくると、やっぱり雇用の問題。雇用は、今の賃金、賃金は25カ月今連続で賃金が下がっていると聞く。それは、上がっているんですけれども、物価が逆に上がっているもので、差し引くとマイナスになるね。こういうことになる。だから、こういう食料品の影響があったり、あるいは今のシリアでこういう問題が、人をあやめる、多くされておるけれども、こういうことを含めると、やっぱり日本が行って、あるいは今のベトナムや、あるいはフィリピンが行ってお互いそこを助けてあげる。オーストラリアもそうですね。そういうところを助け合えることが、やっぱり一番共産党の一番大事なところじゃないかなあと思う。

人を大事にする、あなたがいつも言われるように、福祉や教育、いろんなものとかされる

ことは、弱い人を助けるという意味で、あなたはいつも本会議でも今やってみえるけれども、やっぱりそれは同じことだと思う。よその国だから、その人があやめられたり不幸になるということは絶対けしからんこと。やっぱりお互いに助け合うことが一番大事だと私は思っておるので、できたら三宮議員に申し上げたいけれども、採決じゃなくて継続で、国も今、この9月27日まで継続しました。やっぱり時間を持ってまた継続審議ということでやっていただいて、お互いに今の反対・賛成のないような手続を、三宮議員も提案する以上、長年私より議員も長くやってみえるので、お互いに議員の中でも仲よくしていく。やっぱりお互いに、あれが悪いんだ、これが悪いんじゃないくて、助け合っていく、そういうのが大事だと思いますけれども、とにかくそこまで一遍説明。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 大原議員が今申されましたが、私たちも、それから日本の多くの人たちも、アフガニスタンだったり、今の大きな問題になっております中近東やそういうところへ国境なき医師団だとか、あるいは特に今、砂漠だったり、そういうアフガニスタンなんかもそうですが、水がなくて困っていますよね。そこで井戸を掘ることを教えたり、いろんなことをやって応援しています。特に国境なき医師団なんていうのは世界中に今展開しているわけですが、やっぱりそこでの日本人に対する信頼は、外国に対して戦争をしない国という信頼ですよ。だから、さっきも申し上げましたように、海部総理が憲法9条があるから自衛隊は出せないと、戦闘部隊は出せないと断ったのね。今度はそこを取り去るということなんですよ。

アメリカは今、やっぱりアメリカがおかしいと思ったら先制攻撃をするということを国是にしている国ですから、そうやって、さっきも言ったように何カ所かでそういう戦争をやって、ところがそれで事が解決するかといったら、解決しないで、アメリカ自身がますます不幸になっていくと。今言ったように、若者200万人が帰還兵でおって、この3割がおかしくなって、毎日平均すると22人が自殺していくというような状態。アメリカじゅうで今大問題になっていますよね。戦争でない方法でお互いに協力していくということ。やっぱり憲法9条の立場というのは、国連憲章とも補完し合うものでありますので、ここを変えるということを今、安倍内閣がしようとしておるわけね。アメリカと一緒にどこでも出て行けるようにしようという、これは一旦始まったらもう取り返しのつかないことになりますので、ここはやっぱり憲法9条のある国として、きちんと基本的に平和外交だとか、今言った民間のさまざまな形の支援や協力、こういうことで日本ができることをやっていくという、このことを守ってきたことが今世界中で日本が受け入れられておる最大の理由だと思いますので。

大原議員の言われる、だって中国との関係だってそうでしょう、いろんなことを言っていますが、紙おむつだって今中国から輸入しなかったらもう介護なんか全然できんぐらいお互

いに、中国は中国で日本の技術にも頼っておるし、そういう関係で助け合わなきゃ生きていけないというのが今の世界の特徴でしょう。この中で、軍事的な対応を基本にするのか、憲法9条やそういう平和外交を基本にするかということが、今世界中で一番問われておることで、日本が守ってきた、実際に外国で戦闘は憲法9条のある国として70年戦後続けてきた国としてそれはやらないと、ここを守ることが日本が世界で信頼されていく最大の道だということを御理解いただいて、そういうことで協力していく道をぜひ御一緒に探していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大原議員、3回目です。

○18番（大原 功君） 私が言うのは、やっぱり隣の中国と仲よくしなきゃいかんわね。だけど今、中国は今の1つの島を利用して自分の国のもんだと言われておるわけね。何でかという、今、日本がそれを認めたとなってきたときには、今石油はそうなっちゃう。それかといって、集団的自衛権をつくって中国とも仲よくしていくということが大事なことだと思う。

日本の今の企業は8,800社が今中国で事業をやっています。これから中国とけんかをしたときに、日本のその企業はどこへ行くんだということになっちゃう。こういうことを含めると、やっぱり集団的自衛権というのは、中国も悪いことはしない、日本も悪いことをしない、アメリカもしない、世界中が悪いことをしないということが一番大事なことである。日本なんかだと、小麦なんかは輸入していますね。先ほど言ったように、きょうから上がりました、米もね。それは、日本の小麦は50万トンしか生産してないですね。あと450万トンというのは海外から来るやつね。それが地中海から今の日本に入ってくるわけね。今さっき言った紅海とかね、出てくるわけ。こういうのは、封鎖をされたら石油だけではない、全部。だから、とにかく三宮議員の、共産党の言われる、また民主党の言われることは、ただ、今の集団的自衛権が、ただ戦争、戦争という頭で国民がそれに今乗せられておるといような、私は個人的に考える。そうじゃなくて、これは生活、雇用、あるいは今の保険、金融、いろんなものを全部含めて安心できる、そういうのが集団的自衛権と私は思っているんで、三宮議員からいろんなことを、それから先ほど一番初めに言った国連憲章51条はどういうふうに考えておるのか。これは国連が認めておるわけね。そうでしょう。国連が認めておるといことは、これはロシア、中国も皆認めておるわけね。そうでしょう。だから、その国連憲章の51条というのがあるわけね。その中には集団的自衛権、個別的自衛権というのは認めます。そうになっているわけ。この辺のところはやっぱり国民にしっかりしないと、いわゆるパニック状態。幾ら働こうと思っても、原油がなかったら働けんわけだ。原油があるから、日本の今勤労者は4,600万人。その中で、女性の働いておるパート職は1,000万人、非職員というのが2,000万人、あと本当の正社員は1,000万人というふうに聞いています。これがどんどん削ら

れていってしまったら、恐らく経済はパンク状況になる。先ほど言った昭和48年に石油のバニックがあった。このときには、ちり紙から石けんまでみんな買い占められた。こんなことになったら、これからはもっと厳しい問題が出てくると思う。

やっぱり我々は、今の行政もタッチをさせていただいているけれども、経済もタッチをしなきゃいかんわけだ。経済あって行政あり。そうでしょう。経済がなかったら行政はないというふうに私は思っています。それは、経済があるから我々が行政に、いわゆる今の市民税を払ったり、あるいは県税を払ったり、国税を払ったりして、国が安心して私どもがきょう今日、こうやって今の生活ができると思っておりますので、三宮議員に、最後にいたしますから、できたら提案者がやっぱり今のこういう国についてももっと審議をしなきゃいかんということで述べましたので、できたら継続していただいてやっていただいけや一番ありがたいなあと思っております。

○5番（三宮十五郎君） 大原議員の質問に端的にお答えしますが、慎重に審議をするために延長したんじゃないですよ。何としてもこの国会で通してしまうということのために会期を延長したんですからね。だから今、本当にこんな憲法9条を守らない、だって憲法学者のほとんどの人が、これは絶対に戦後今まで70年続けてきたことを台なしにすることだといって反対しておるわけですよ。それは何でかといったら、アメリカというのは気に入らなければ先制攻撃をやりますというのを、公言するだけじゃなくて、実際にさっきも言ったように、国連が非難決議したやつが3つですね、大きい紛争、アメリカが起こしたのが、それからもうあと2つは、ベトナム戦争で日本の沖縄から襲撃していきましてよね。ここもトンキン湾事件というのは、実際にはなかったことをアメリカがあったとって戦争を起こしたんだと。それからイラク戦争。大量殺りく兵器を持っておると。核兵器も持っておるかもしれんといっただけで何もなかったと。安倍総理は、ないことを証明しない人が悪いと言っていますが、ないことを証明するなんていうのは誰にもできませんよね。自分がやっておらんことを証明せよなんて。それを武力で攻撃をして、そして今になってそういうことで200万人もの帰還兵のうちの3割がおかしくなってしまうというような状態をつくり出してアメリカ自身も困っておるんですから、こういうことに同調するんじゃなくて、やっぱりお互いに、今もアメリカと中国だって、日本と中国だって、日本とアメリカだって協力しなきゃやっていけん時代ですよ。俺のところだけで何でもやっていくなんていうことはとてもできんようになっておるからこそ、アメリカはぜひその集団的自衛権を日本も認めて一緒にやってくれと言っておるけど、先制攻撃するということを公言しておる国と一緒にやっていくことをやったらアメリカの二の舞を踏むことになりますので、これだけはやっぱり避けてほしいというのが多くの国民の思いですので、そういう立場からひとつ、これはぜひ、あなたはもう自民党に近い方だもんで安倍総理に、そういう力で解決するという道ではなくて、平和外交で

解決する道。私どもも、中国がやっておることについて、沖縄や南沙諸島でやっておことはやっぱり正しくないと、そんなことは。もっと周辺国としっかり議論をして平和的に解決すべきだということを、共産党についても直接申し上げております。そんな中国が何をやってもいいなんていうふうには全然思っておりませんので。そういうことがきちんとできる国と国との関係にしていくということが、やっぱり私は今後の、特に東アジアの今の深刻な事態を解決する一番土台だと思いますので、そこを土台にした外交政策をとっていただく。

とりわけ先日も申し上げましたが、今、例えばこの海部周辺では、弥富は人口の減少や子供の減少はまだ少ないところだということを先日も本会議で申し上げましたが、とにかく76歳から80歳までの5年間の人口と、ゼロ歳から4歳まで3月31日の5年間の人口で比べてみると、若いほうが日本人だけで見ると1,891人なんです。年寄りのほうは1,928人で、人口ピラミッドじゃなくて、本当は上が小さくて下がだんだん大きくなるんですが、実際は下が小さくなっているんですね。そういう状態になっている。大原さんが今言われたように、食料だってもうほとんど輸入に頼らなきゃやっていけない状態でしょう。ここで本当に力で押し合いをするようなことをやったら、もう本当に日本は世界から孤立していくことになりますので、そうじゃない方向を、せつかく憲法9条で70年間国際的に認められてきたことを引き続いて、だから軍備に頼らない方向を基本にした方向に進むことを強く求めていますので、残念ですが大原さんが言うように、これは継続審議にして国会を見守りましょうということじゃなくて、国会が無理やり、とにかく幾ら反対しても再議決して通すというような構えで否定していませんからね、谷垣幹事長も。そういう対応をまず改めてくださいということをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員、3回目の質疑は終わりましたので終結します。

○18番（大原 功君） 少しだけええかね。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 三宮議員が言っておるのは、中国が悪いということを言っていないですよ。中国と日本と仲よくしていただきたいために私は言っておるだけね。そうでしょう。それは、原油が日本に入るためには、中国が今、南西諸島、そこが中国のものだというふうになってくると、今言ったように200海里はあるわけね。360キロを離れていかないかんわけ。そうでしょう。そうすると、ここからだ大体島根県ぐらいなんです。私、この間お参りに行ったからわかりますけれども、大体そのぐらいかかるんですね。そのぐらいの距離があるわけですね。そこを船が避けていかないかんわけね。だから私が言う中国も、アメリカも、ロシアも、みんな国が世界中が仲よくして、いわゆる今の日本でもイージス艦が今6隻あります。こういうふうにならなくても撃てるんじゃないかと、ただこういうふうには日本もあるからあなたのほうもやっていたらいいかんよ、私どもありますよというお互いの守り合い

こをする。そうでしょう。そういうことが大事だと。そのために私はただ、あなたが言う中国は悪いということじゃない。

中国は、先ほど言ったように8,800社の方があそこで働いていただいております。事業をやっています。また、私の息子も孫も北京大学におります。だから、中国にも世話になっておりますから、中国の人が悪いということはありません。中国の人は今14億ぐらいありますね。その方が日本を守っていただきたい。日本は1億3,000万ぐらいですね。日本の10倍ぐらいあるから、日本も中国は守っていただきたいなあという思いで、私はこういう今の三宮議員に質問いたしましたので、決して誤解のないように。国が仲よくするということは社会が幸せになるということ、これが一番大事なことであることだけは頭に入れておいてください。じゃあ終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入るわけですがけれども、時間が大分たちましたので暫時休憩とします。再開を3時50分再開とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時42分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 私は、請願第2号、国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を国に提出することを求める請願書並びに附帯をされております意見書に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

平成26年7月1日の閣議決定は、憲法9条のもとで許容される自衛の措置について示されたものであります。この自衛の措置は、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力の行使は許容されるとなっております。これが憲法9条下で例外的に許容される武力の行使について従来から表明されてきた基本的な論理であり、この基本的な論理は、今般の閣議決定においても当然維持さ

れております。閣議決定に当たっての平成26年7月15日の参議院予算委員会におきまして、総理は、あくまで我が国の存立を全うし、国民を守るためのやむを得ない自衛の措置としての必要最小限度のものに限られるわけでありまして、他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものではありませんと明確に答弁をしておられます。

現在、国会で議論されている安全保障法制は、このように閣議決定に基づく法整備であります。よって、当該請願書、また附帯をされております意見書の記述内容は、あたかも他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を容認したかがごとく誤認されるおそれがあることから反対をいたします。

なお、憲法第43条に定める全国民を代表する選挙された議員で組織をされております衆参両議院におかれまして合意が得られるよう、充実した議論が行われることを期待しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 私は、今回提案されております集団的自衛権等の法律については、極めて重大な問題がありまして、国民的合意がなされないまま国会で議決されるということになりますと、極めて国民のみならず、世界各国から大きな問題が発生する可能性があると思っています。そうしたことから、今回は反対、賛成ということではなくて、もっと国民的合意が得られるような重要な審議を要望したいと。こういうことから、私はこの提案者、大島静雄先生、私らの大先輩であるわけでありますが、出されたこの請願については賛成をしたいと思っています。

そこで、皆さん方は恐らく戦後生まれの方で、こうした戦争の体験というのがありません。私は小学校の1年生。当時は、私たちからは国民学校ということになったわけでありましたが、国民学校の1年生のときに、12月8日、この戦争が起きました。そして、学校ではもちろんのことですけれども、みんな男子であれば従軍すべきであるというような教育の中で育ちました。

昭和17年の2月の学芸会では、私はシンガポール陥落の突撃部隊長役をやりました。そのように、みんな男子であればもちろん軍人になる、そしてまた女子であれば銃後を守ると、こういうような教育の中で育ちました。そして、昭和19年から20年にかけては大変な事態を招きました。私は、この長島町、今桑名市ですが、あそこにB29が墜落したこの姿も見ております。そういうようなことから、この前もNHKの「戦後70年の肖像」というNHKスペシャルが、外交から、あるいはまた自衛の問題、経済の発展の問題、こういうのが3回にわたって放映されております。見ておりますと大変懐かしいものでありました。そういうこと

から、まず歴史をしっかりと見詰めてみる。こういうことが1つには非常に大事だということとを私は思います。総理初め国会議員の大半、戦争の経験のない人です。そういうことから非常に心配をしております。

それから2番目には、今、国際情勢というのはそういうような時代ではありません。今、国と国が戦争をし合うというそういう時代ではないんです。テロの時代です。テロの起こる大きな原因は何であるか。貧富の差、民族、宗教、この違い、これがテロの大きな原因なんです。特にこうした中で、アメリカは国際警察軍のごとくに、ここ30年ばかりの間に幾つかのそういう戦争をやってきました。しかし、これが果たして正当であったかどうかというのは、これは歴史がまた判断すると思っています。そうした中で、国際情勢の中で日本が一方に偏ることのないような外交、防衛をすべきであると、これが2番目に大事なことです。

それから3番目に、今、日本政府が進めておる外交、防衛というのは大変危険を伴っております。私はいつも言いますが、遠い親戚よりも近い他人を大事にせよというのが私たち親から教えられた教育の1つでありました。近い国、この前も話がありましたが、成田から一番近い外国の空港というと、どこだかということです。ウラジオストクです。ロシアです。このロシアとはいまだに平和条約が結ばれておりません。それから北朝鮮。北朝鮮とは国交も正常化しておりませんし、平和条約も結ばれておりません。193の国の中でこの2つの国、日本に一番近い国です。この一番近い国と国交がない国があったり、あるいはまた平和条約が結ばれていないという、これは大変重要な問題なんです。まずそういう近隣諸国との平和的な物の見方、外交、これに心血を注ぐべきだと、私は感じております。

そうした戦争経験の中から、私は今申し上げた3つのことをもっとこれから慎重に国民が考えなければならぬ。国会議員の皆さん方も、きょう三宮議員の提案の中に、若干間違ったと思われるような議論もありましたけれども、しかしそれはそれとして、国民が今、全てもっと真剣に平和外交はどうあるべきかということを考える時代を迎えた。こういうことから今回、国民的合意を得られるような審議をしっかりとやって、国民の安全、平和を守ってもらうように私たちは国会に対して請願をすることは大変重要なことだと、こういうように考えておりますので、この中身についてもそれほど大きな間違いはありません。ただ、皆さん一人一人がそれぞれの立場から、イデオロギーだとか政党だとか、そういう立場から物を言う時代ではありません。そういうことから、私はこの請願に対してはぜひ必要なものであると思いますので、弥富市議会としても全員の方の賛成でもって請願書を国会に送っていただきたい、こういうふうに思いますので賛成といたします。

○議長（佐藤高清君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） 私は、今議会に上程をされております請願第2号、国民の合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を提出することを求める請願書並びに附帯をされております意見書に対しまして、反対の立場を明らかにいたしまして討論を行います。

まず憲法について。中でも憲法第9条につきまして、公明党の立場を明らかにし、討論に挑みたいと思います。

憲法は、日本の法体系の頂点に立つ最高規範であり、日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重、国民主権主義、恒久平和主義の3原則は、人類の英知というべきすぐれた普遍の原理と捉えております。この憲法のもと日本は、戦後の荒廃の中から立ち上がり今日の発展を築いてまいりました。また、憲法第9条の戦争放棄を定めた第1項、戦力の不保持等を定めた第2項を堅持することについて支持する立場であります。そうした大原則のもと、周辺事態の悪化の現実を踏まえ、平時から有事まで切れ目なく、国家並びに国民を守るために、あらゆる事態に対応できる法整備が必要であると考えます。行動の伴わない観念的な平和論ではなく、着実かつ具体的に平和を創造していこうというのが公明党の行動する平和主義であります。

昨年7月の1日に閣議決定をされました自衛の措置の新3要件も、観念的な平和論でなく、着実かつ具体的に平和を創造するための3要件であります。以降、この1年間、与党で25回、並行して公明党で35回の議論を重ねて、このたびの平和安全法制の関連法案の国会提出となっております。その中心となった自民党の高村副総裁、我が党の北側副代表とも弁護士であります。平和安全法制の関連法案は、10の法律の一部改正を一括した平和安全法整備法案と新法の国際平和支援法案の2法案になります。大別をいたしますと、日本の平和と安全を守る法案と、世界の平和と安全を守る法案の2つになります。以下、安保法制関連法案と言います。

この安保法制関連法案につきましても、さきの憲法、憲法第9条の枠内で、平時から有事まで切れ目なく、国家並びに国民を守るためにあらゆる事態に対応するための法整備をするものであります。なぜ今、安保法制関連法案との疑問もあるようですが、現在、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが拡散をしております。また、軍事技術も著しく高度化をしております。我が国の近隣でも弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、核開発疑惑が否定できない国もございます。日本人も巻き込まれ犠牲となった多発する国際テロやサイバーテロの脅威も深刻であります。このように、我が国をめぐる安全保障環境は厳しさを増していることは周知の事実であります。そうした事実を目を背けていては平和は担保できません。

さらに、平成26年4月9日付の統合幕僚監部の発表によりますと、平成25年度の緊急発進

状況について、スクランブル発進の回数は、前年度に比べて243回増加をし810回、平成26年度はさらに133回ふえ943回で、これは昭和33年に航空自衛隊が対領空侵犯措置を開始して以来、57年間で2番目に多い回数となっており、年々増加をしていると報告をしております。こうした現実を踏まえて考えれば、さらなる外交努力はもちろんのこと、国家並びに国民を守るために、平時から有事まであらゆる事態に対応できる法整備をしなければならないと考えるのは至極当然のことであります。

一方で、戦争法案などという主張もあるようではありますが、その戦争にならないために憲法の範囲内で日米安全保障のもと抑止防衛の強化を示し、万が一の有事の際、自衛のための自衛隊の活動をむしろ厳しく制限をしたのが今回の法案であります。

我が国の防衛は、主に自衛隊と日米安全保障条約に基づく、米軍と2つの実力組織によって確保されております。紛争を未然に防ぐためには、日米防衛協力体制の信頼性、実効性を強化し、抑止力を向上させていくことが重要かつ現実的であります。そして、そのための法整備が今回の安保法制関連法案であります。

さらに国会では、6月4日の衆議院憲法審査会に、立憲主義について参考人として意見表明した3人の憲法学者が、自衛の措置の新3要件を含む安保法制関連法案を違憲と判断したことについて取り沙汰されております。自民党の高村副総裁は、合憲か違憲かを決めるのは、憲法学者ではなく政治家であるとコメントをしておられます。学者の意見については謙虚に参考しなければならないと思います。しかし、憲法第13条で、最大の尊重を要するその責任を負っているのは政府や国会でありますから、憲法に基づいて自衛権のあり方、国際貢献のあり方を決めていかなければならない責任があると思います。決して国民に不安や恐怖をおおるのではなく、世界の中における日本の置かれた立場や状況を、冷静に見きわめ判断することこそが大切なのではないのでしょうか。違憲と判断した学者の中には、憲法9条改正論者であることを公言し、解釈の変更はごまかしであり、憲法を改正すべきであると主張している学者もおられます。このことは、かえって憲法9条の精神を守り、戦後70年、専守防衛を貫いてきた努力を否定することになります。私は、こうした極端な議論のほうが危険だと感じております。安保法制関連法案が憲法並びに憲法第9条に沿っているかどうかは、72年見解とされる内閣法制局の集団的自衛権と憲法との関係に明らかにされております。同見解は、憲法第9条と憲法前文の平和的生存権、さらに13条の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利に触れた上で、我が国がみずからの存立を全うし、国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないとしております。これは59年の砂川事件に関する最高裁判決と全く同じことを言っています。つまり、時系列で見ても59年の最高裁判決と72年の政府見解にはそごはなく、72年の政府見解は、憲法、そ

して第9条の枠内であることは明白であります。

我が党の北側副代表は、6月4日の衆議院憲法審査会を受けて6月11日に開かれました第4回衆議院憲法審査会におきまして、昨年の7月、閣議決定に至るまでの議論の経過を次のように整理をしております。我が国の防衛は、主に自衛隊と日米安全安保条約に基づく米軍との2つの実力組織によって確保されているが、日米安保条約に基づいて我が国を防衛するために公海上で警戒監視活動をする米艦に対して武力攻撃があった場合に、我が国への武力攻撃がない前提で、これへの対処はどこまで可能であるかは明らかでないと述べ、この問題意識に対して3つの立場から議論を積み立てています。

1つ目に、個別的自衛権では対処ができず、米艦への武力攻撃を排除できないとした場合には日米防衛協力体制を維持できるのか。2つ目に、個別的自衛権で対処できる場合には、我が国、我が国領海内ではなく、公海上で活動する米艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃の着手と評価できるのか。いや、一般的には疑問を抱かざるを得ない。3つ目に、個別的自衛権での対処は困難な場合が多く、国際法上は集団的自衛権を根拠として米艦への攻撃を排除すべきとの場合には、国連憲章51条に定めるフルサイズの集団的自衛権の行使を憲法9条が許容しているとはとても考えられないとの3つの立場であります。では、9条のもとで許容される自衛の措置の限界はどこであるのか。これが昨年7月1日の閣議決定に至る与党協議の最大の論点であったと述べておられます。

昨年7月、閣議決定された我が国自衛の措置の新3要件と、現在国会で審議をされております安保法制関連法案は、憲法、そして第9条、さらには唯一の司法判断である砂川判決、そしてこれまで積み重ねてきた政府見解、72年見解の全ての整合性を確認した上で、国家、国民を守り、世界の平和を守るために与党として積み重ねてきた議論の法文化であり、行動の伴わない観念的な平和論ではなく、現実を踏まえた上で、着実かつ具体的に平和を創造していくという我が党の主張を盛り込んだ法案であります。今回の、国民の合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を提出することを求める請願書並びに附帯をされております意見書で、提出された理由の1つとして、これまでの歴代政府が積み重ねてきた憲法解釈に反して、安全保障体制を180度変えようとするものである趣旨の記述について一言申し上げたいと思います。

皆さんも御存じのように、個別的自衛権、集団的自衛権という言葉は国連憲章第51条に規定をされておりますが、日本国憲法にはありません。したがって、憲法の解釈、具体的には、さきにも挙げました内閣法制局の72年見解に集団的自衛権について示しているわけがあります。今回の請願書及び附帯をされている意見書にある歴代政府が進めてきた安全保障体制、また憲法解釈とは、この72年見解のことと仮定をすれば、この72年見解には国際法上、国家、いわゆる集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、

自国が直接攻撃をされていないにもかかわらず実力をもって阻止することとあります。これがまさしく集団的自衛権の定義であります。この定義は、国連憲章51条の集団的自衛権、他国防衛を目的とした集団的自衛権も含むフルサイズの集団的自衛権のことを指しますが、見解の締めくくりには、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと云々ざるを得ないとしております。これこそが歴代政府が積み重ねてきた憲法解釈であり、安全保障体制であると考えております。

そういうことを前提にいたしますと、今回の請願書及び附帯をされております意見書に記されている集団的自衛権とは何か、もし国連憲章51条で示された他国防衛を目的とする武力の行使、また内閣法制局の72年見解で示されている他国に加えられた武力攻撃を阻止することを目的とする武力の行使であるとすれば、まさに憲法第9条のもとに許容される自衛の措置の新3要件で、1つ目に、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、第2要件に、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき、第3要件に、必要最小限度の実力を行使とあるように、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した事態だけでは武力による自衛権の行使はできないとなっていることから、歴代政府が積み重ねてきた憲法解釈、安全保障体制は保たれておりますし、さらに、そのことによって我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限っております。しかも第2要件で、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときにと絞り、さらに第3要件で、必要最小限度の実力を行使としていることからいえば、請願書及び附帯をされている意見書に記されているこれまで歴代政府が積み重ねてきた憲法解釈、安全保障体制に反して集団的自衛権の行使を容認するものであるとの指摘は当たらないと考えます。また、同請願書及び附帯されている意見書には、国際紛争の場に自衛隊を派遣することは、解決のための武力支援であり、違憲だとの趣旨が示されております。自衛権の発動に当たっては、新3要件にある、国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段のない場合のみ許されます。あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついているのであります。したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根幹は変えていませんし、国連憲章第51条にあるような専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。さらに、隊員の安全確保のため、国会承認の前提となる基本計画の段階で安全性が確保されているかなどもチェックできるようにしております。そして、海外派遣の3原則として1つ目に、国際法上の正当性の確保、2つ目に、国民の理解と国会関与など、民主的統制、3つ目に、自衛隊員の安全確保を明確に定めたところであります。こうしたことから、日本を海外で戦争できる国にする、戦争立法だという批

判は全く根拠のない言いがかりであります。

1992年成立の国連平和維持活動（PKO法）のときも、戦争に巻き込まれるなど、実態に基づかない一方的な批判が起りましたが、こうした批判のための批判は長続きせず、現在PKOは国民の大半の支持を受けております。また、世界のどこへでも自衛隊を派遣し、米軍を支援するなどの批判は、支援の目的、趣旨、厳格に定められた要件、手続などを全く無視した極めて短絡的な主張であります。米軍等に対する支援は、重要影響事態法によるものと、一般法として制定する国際平和支援法によるものの2種類があります。重要影響事態法は、日本の防衛のために活動している米軍等への支援であり、あくまで日本の平和と安全のためであります。一方、国際平和支援法は、国際の平和と安全のために活動をしている外国軍隊への支援です。米国のための支援ではなく、国連決議によって国際法上の正当性が確保されたものに限られます。日本が主体的に行う国際貢献としての支援であります。しかも、両方とも自衛隊が実施するのは後方支援に限られ、武力行使は許されません。また、自衛隊の派遣には国会の承認が不可欠です。米軍のためにどこまでも一緒に行くなどという批判は全く当たりません。したがって、上程をされております国民の合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を提出することを求める請願書並びに附帯をされております意見書には反対をいたします。

議員各位におかれましても、私の討論に賛同くださり、請願第2号国民の合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を提出することを求める請願書について、弥富市議会としての見識としての粛々と否決をしてくださるようお願いをして討論を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

私は、今のこの日本の情勢をきっちりお互いに認識をして、平和というものは一体何なのかと。きょうもNHKやっています。1つは空気じゃないのかと。みんなが戦争のない、そして70年をさかのぼって振り返ったときに、今こそ世界の平和は何なのかと。先ほどから国連憲章という重要な課題を1つはおっしゃっています。国連憲章とあわせてILOというのが今、どれだけ世界で通用しているのか、私はそう思います。まずは立憲主義、日本の憲法をきちっと守ることが国民としての位置づけではないのか。

皆さん、確かに国連における世界のお互いの友好的それぞれのルールは守るべきだと思っていますよ、私も。そして私も、今もそのことの中で、いろんなきょう議論のあること、どうしたら日本が守れるかということも私自身も考えています。ただ私は、昭和32年に就職を

いたしました。33年、34年、安保闘争、沖縄返還闘争、そして国の治安法、抵触法、このことなど多くの国民の運動の課題は今日の日本の70年をつくってきた課題だと思っています。そのことが全てよかったかどうかとは思っていません。しかし、今日本の平和があるのは、戦争という苦い経験を持ったそのことの中でいかにあるべきか。先ほど、攻めてきたら武器なしで例えばどうやって守るのかということじゃないと思うんですよね。

私は昭和48年、ロシアへ行きました。ロシア連邦。中国も行きました。そのとき本当に友好とはどういうものなのか、お互いが歴史の上に立った話があった。このことは私は大切だと思っていました。ロシアへ行ったら、ジャポンスキー、明治の時代から日本帝国がロシアを攻めた、そのことの中で、私たちは人間としてロシアを迎え入れてくれなんだ。私は多分、日露の親善協会第1回の労働者派遣だったと思っています、本当に。そういう、やはり私たちは醜い多国間との歴史の上に立った70年なんですよ。

私は、今こそ国民がしっかりと自分の足元を見るべきだと思っています。確かに経済、戦争は歴史を振り返ってみると経済戦争なんですよ。経済戦争がこの世界の経済の中で起こってきたことではないでしょうか、皆さん。だとするのなら、今、私たちは話し合う、平和な、そして私たちは非核3原則、合わせて武器輸出はしないと言ってきた。今、武器輸出をするようになっちゃった。あわせて治安法がこの間うちも新聞に出ています。私は総務委員会でも市長に申し上げたことがあるんです。私が就職するときに、まだ昭和32年に国鉄の採用試験に私自身の身元調査はどれだけやられたのかと。何人かのいわゆる身元調査があったんです。これは事実なんです。私たちの自由は、既にまだ昭和33年ごろにはそういう状況だった。今皆さんは就職に対して自由に行けるじゃないですか。そうしたら、今、この間機密法案は3日前か4日前、新聞見たでしょう。国家公務員なり地方自治は行っていないけれども、警察官などにおける身上調査、身元調査、これは今日本が行おうとしているじゃないですか。こういうことが今、ひしひしと私たちの今の生活が、環境が変わっていくことをお互いが認識しなきゃならないと思っています。ただ今回、集団的自衛権、個別的自衛権と言っています。自衛隊法の中に何本隠れているんですか。いざ戦争をやったら、戦争は勝たなきゃならんことは事実だし、秘密はどれだけあるのかわからないと私は思っています。と思っている最中に法案の中にあるんですね。例えば、戦車が通っていくときに、ある日突然びゃーっと思っちゃうんだよと。これだって、戦争はやらないということを先ほど堀岡議員も言われた。私もやってほしくない。その歯どめがあるのが憲法9条の立憲主義。

だから、元に戻りますが、私は、憲法というのは日本の国民のものであって、国連憲章も国連のルールも守ることも1つです。しかし、今本当に自分たちの労働法制などを見たときに、労働法制1つ見ても、ILOだとか、そういう部分を守られているんですか、皆さん。十分一遍その辺は議論をすべきだと私は思っています。そのことは大事だと。私は反対とか

けしからんと言っておるんじゃないですよ。今みずからの自国のあり方の中で70年の歴史を変えて、私は今この提案された人に賛同をする者ですけれども、検討しよう。今こそ国会にこの検討を地方自治の議員として出そうではないのかと。真剣に議論をもう一度深めていただく。そのために今、きょうの議決の中で国にそのことを求めようと言っておる。だから反対だとか賛成だとかということじゃない、私は。

私は今国に、この国会の議論を見えてきていない部分をしっかりと国民へ説明責任を果たすということ。地方議会もきょうこのような賛否の議論があることの中で議論を深めて、平和とは何なのか、私たちの生活がどう守れるかということを私は見ていく必要があるので、私は今日、この趣旨に賛同するということを申し上げて、私からの賛同の意見を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 早川議員、お願いします。

○6番（早川公二君） ただいま議題となっております請願第2号国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を提出することを求める請願につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず初めに、反対ということではありますが、私だけではなく、ここにおられます皆様、そして日本国民全てにおいて戦争をしたいという人はいないはずであります。日米同盟、安全保障の議論、とりわけ集団的自衛権の議論をするとき必ずあるのが、アメリカの戦争に巻き込まれる、そしてテロの標的になってしまうといったことでもあります。しかし、世界の趨勢を見たとき、今我々日本国が考えていかなければいけないのは、いかに同盟国を日本の安全保障体制に巻き込んでいくのかということではないでしょうか。アメリカ同時多発テロ事件、いわゆる9・11の際、アメリカが個別的自衛権を行使し、アフガニスタンを攻撃したとき、ドイツは集団的自衛権を行使しました。これは、今世間で議論になる攻撃に参加することではなく、手薄になったアメリカ本土の防衛を支援することです。集団的自衛権というのはこういった側面もあるわけです。しかしながら、この平和安全法制がすぐさま戦争に向かうという誤解を主に国民の皆様にお持ちいただかないよう丁寧に説明をしていく必要性はあるということを前提といたしまして討論をさせていただきます。

まず、請願の趣旨ではありますが、国民的の合意のないままにと強調されておりますが、昨年7月に、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について閣議決定され、その後、12月に衆議院議員選挙が行われました。その結果、第3次安倍内閣が発足し、先月の5月14日に平和安全法制が閣議決定された後、現在は国権の最高機関であります国会に11の関連法案が提出され、国民が選んだ国会議員の手によって審議が進められているところであります。これを国民的合意のないままにと一方的に標榜するのは、これ

こそみずから民主主義国家体制を否定するものと言わざるを得ません。そもそも終戦後の占領政策の一環で制定された現行憲法のもとで朝鮮戦争を契機に、GHQ主導で警察予備隊（自衛隊）が創設されたその瞬間から憲法論争が延々と続いております。しかしながら、戦後日本に平和と安全が保たれてきたのは、日米安保体制と自衛隊の存在、いかに日本国に危機が訪れることがないようたゆまぬ外交努力をしてきた結果であり、それはどのような見方をしても憲法条文によって守られてきたことでないことは火を見るより明らかであります。

本請願においては、なぜこの時期に安全保障法制の見直しを行わなければいけないのかとありますが、冷戦終結後の現在、近隣諸国による軍備拡張と領土拡張の野望に翻弄され、海外に駐在し、企業で働く日本人の多くも犠牲になりましたが、テロ組織が拡大する傍ら、テロ支援国家も登場し、テロ事件の頻発が国際社会を苦しめているという不安定かつ危機的な国際社会へと激変しているところでもある今日の、一体どこをどう見たらなぜこの時期となるのか甚だ疑問であります。

このたびの平和安全法制整備に係る関連法の一部改正と、国際平和支援法を新たに制定する11の関連法から成る平和安全法制の整備の法案提出も、特に近隣諸国の動向によるところであります。シーレーン封鎖の危機、侵略が危ぶまれる日本固有の領土、脅かされる大陸間弾道ミサイル攻撃の威嚇、連日繰り返される領海・領空侵犯、尖閣沖近くの軍港建設計画など、我が国の独立と平和安全を脅かし、危機的事態を引き起こすおそれを抱かざるを得ません。自衛隊の存立や役割の拡大も、このたびの限定された集団的自衛権を行使するための法整備の推進も、主権国家たる自衛権の範疇であり、砂川判決を初めとする最高裁判例からも明らかに違憲性はなく、むしろ違憲・合憲の司法判断の議論の範疇を超えた高度に政治性を有する国家行為に関しては、主権者である国民の政治判断に依拠し、政治部門において合憲判断をとする統治行為論の観点から過去の判例を見ても、最高裁は司法審査の対象外として判断を回避しています。日本国を守るのは憲法や法律ではなく、今を生きる我々の責務であります。我が国存立の基礎に重大な関係を持つ事柄であるだけに、未来の国民にツケを残すことのないように、早期に安全法制にかかわる関連法案の成立を図ることが国民の命と日本の平和、未来を守るための安全保障政策推進に係る内閣と国会の責務であると考えます。したがって、以上のような観点から反対とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） これにて討論を終結します。

討論を終結しましたので、これより採決に入りたいと思います。

請願第2号は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立少数と認めます。

よって、本案は不採択と決しました。

お諮りします。

堀岡敏喜議員から発議第6号議案が提出されました。

この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 発議第6号 弥富市議会傍聴規則の一部改正について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第8、発議第6号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第6号弥富市議会傍聴規則の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、つえを必要とする人が傍聴席に入ることができないことから、傍聴席に入ることができない者及び傍聴人の守る事項を改めるものであります。

議員各位に御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議員派遣について

○議長（佐藤高清君） 日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第10、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決するに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成27年第2回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時39分 閉会

本会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 伊 藤 正 信

同 議員 大 原 功